○厚生労働省告示第四百四十四号

確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき、平成十四年九月一日指定第二十二号をもって指定した指定法人日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成二十一年十月一日付けで同株式会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

○農林水産省告示第千四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡東区大字大蔵字中河内二六四九の一三（次の図に示す部分に限る。）、字水無三四七七の一、三四七七の三、うきは市浮羽町妹川字重虎三三三八の一、字上園三三九七の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中河内二六四九の一三・字重虎三三三八の一・字上園三三九七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　福岡県久留米市田主丸町石垣字鳥越一二七六の二（次の図に示す部分に限る。）、田川郡添田町大字桝田字屋敷ノ上一四八一、一四八二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市馬見字所迫二四七四の一、字岩河内二六一五、二六二七の四、字天羽山二七九〇、字東尾谷二八四八の一、字鯰石三〇一五、三〇一七、三〇六二の五、三〇六二の六、三〇七八、字山ノ神三〇八四、三〇八六、三〇八九、三〇九一、三一〇〇、三一〇四、字山ノ田三一六四の一、三一七五の二、三一七六、字用意野三一九三、三一九四、字数石三二〇四の六、桑野字ナカノ二〇三八、二〇三九、字山口二三二三、千手字セイダ谷一の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　(一)　指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県亀山市関町坂下字中津河山八二八の二九・八二八の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　送電変電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀字二札張一八七三の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県東かがわ市五名字前原二四五三の一六（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市利根町輪組字前林五〇九の五・五一一の一・五一一の六・五一三の一・五一三の五・五一四の七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五一三の六、五一四の二、五一四の三、五一四の八、字名郷瀬五一七の一（次の図に示す部分に限る。）、五一七の三、五一七の四、字南越生瀬五二〇の二（次の図に示す部分に限る。）、五二〇の三から五二〇の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）